

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―三〇―九九

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

(航空管制手当)

第二十三条 航空管制手当は、国土交通省航空局、地方航空局の空港事務所、空港出張所若しくは空港・航空路監視リーダー事務所又は航空交通管制部に所属する職員のうち、国土交通大臣の定めるところにより航空交通管制技能証明書、航空交通管制通信技能証明書、航空管制運航情報技能証明書又は航空交通管制技術業務技能証明書を交付された職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

一〇八 (略)

九 航空局における技術管理航空管制技術業務

(航空管制手当)

第二十三条 航空管制手当は、国土交通省航空局、地方航空局の空港事務所、空港出張所、空港・航空路監視リーダー事務所若しくは航空衛星センター又は航空交通管制部に所属する職員のうち、国土交通大臣の定めるところにより航空交通管制技能証明書、航空交通管制通信技能証明書、航空管制運航情報技能証明書、航空交通管制技術業務技能証明書又は航空衛星運用技能証明書を交付された職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

一〇八 (略)

九 航空局における技術管理航空管制技術業務

若しくは性能評価航空管制技術業務、空港事務所、空港出張所、空港・航空路監視レーダー事務所若しくは航空交通管制部における管制技術業務又は福岡航空交通管制部における航空交通管理管制技術業務

(削る)

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、業務の種類及び勤務官署に応じて次の表に定める額とする。

業務の種類	(略)	勤務官署	(略)	手当額	(略)
-------	-----	------	-----	-----	-----

、空港事務所、空港出張所、空港・航空路監視レーダー事務所若しくは航空交通管制部における管制技術業務又は福岡航空交通管制部における航空交通管理管制技術業務

十| 航空衛星センターにおける航空衛星運用業務|

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、業務の種類及び勤務官署に応じて次の表に定める額とする。

業務の種類	(略)	勤務官署	(略)	手当額	(略)
-------	-----	------	-----	-----	-----

業務	前項第九号の航空局、空港事務所、空港出張所、空港・航空路監視レーダー事務所又は航空交通管制部	二百四十円
----	--	-------

3 (略)

(夜間特殊業務手当)

第二十三条の二 夜間特殊業務手当は、次の各号に掲げる職員が正規の勤務時間による勤務の一

業務	前項第十号の航空衛星センタ	二百四十円
業務	前項第九号の航空局、空港事務所、空港出張所、空港・航空路監視レーダー事務所又は航空交通管制部	二百四十円

3 (略)

(夜間特殊業務手当)

第二十三条の二 夜間特殊業務手当は、次の各号に掲げる職員が正規の勤務時間による勤務の一

部又は全部が深夜において行われる業務で当該各号に定めるものに従事したときに支給する。

一 警察庁、総務省総合通信局若しくは沖縄総合通信事務所、外務省、国土交通省航空局、地方航空局若しくは航空交通管制部又は気象庁に所属する職員のうち行政職俸給表又は専門行政職俸給表の適用を受ける職員 有線電気通信設備又は無線設備の運用又は保守の業務で人事院の定めるもの

二 二〇四 (略)

2 (略)

(犯則取締等手当)

第二十八条の五 (略)

部又は全部が深夜において行われる業務で当該各号に定めるものに従事したときに支給する。

一 警察庁、総務省総合通信局若しくは沖縄総合通信事務所、外務省、国土交通省地方航空局若しくは航空交通管制部又は気象庁に所属する職員のうち行政職俸給表又は専門行政職俸給表の適用を受ける職員 有線電気通信設備又は無線設備の運用又は保守の業務で人事院の定めるもの

二 二〇四 (略)

2 (略)

(犯則取締等手当)

第二十八条の五 (略)

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号から第八号までの業務 五百五十円（同項第一号の業務のうち心身に著しい負担を与えると人事院が認める業務又は同項第七号の業務のうち著しく危険であると人事院が認める業務に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）

二 五 （略）

3 （略）

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号から第八号までの業務 五百五十円（同項第七号の業務のうち、著しく危険であると人事院が認める業務に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）

二 五 （略）

3 （略）

この規則は、公布の日から施行する。